

宇治田原町地域おこし協力隊募集要項

京都府綴喜郡宇治田原町^{つづきぐん うじたわらちょう}は、京都府の南東部に位置する山あいの町です。地形や気候が茶の栽培に適しており、宇治茶の主要生産地として知られます。宇治田原町の茶の歴史は古く、鎌倉時代から茶の栽培が始まり、江戸中期には日本緑茶の基礎となる製法がこの地で開発されたため、「日本緑茶発祥の地」と呼ばれています。自然豊かでのどかな風景が広がる一方、都市部から比較的近く、工業団地や新興住宅地が拓かれた一面もあります。

しかしながら、宇治田原町内でも少子高齢化が進行する地域が存在し、地域活性化の担い手が先細りするという課題が目の前に突き付けられています。

そのような中、自分たちが住む地域の歴史や文化を見つめ直し、地域資源を活かして地域活性化を目指そうという動きが始まっています。

平成 28 年 3 月には「宇治田原町観光振興計画」が策定され、官民協働で観光によるまちづくりがスタートしました。また、宇治田原町湯屋谷^{ゆやだに}地域では、住民参加ワークショップにより地域の未来図を描いた「やんたん未来プラン」が策定され、観光・交流拠点となる「宗円交遊庵^{そうえんこうゆうあん}やんたん」が平成 30 年 6 月オープンするなど、大きな変化が起きています。

あわせて将来的には、新名神高速道路の宇治田原 I C（仮称）が設置され、利便性が飛躍的に向上するというチャンスも到来するなど、この絶好の機会を活かすため、宇治田原町に移住し地域の住民とともに知恵を絞り、汗をかいて地域活性化に取り組んでいただける方を「宇治田原町地域おこし協力隊」として募集します。

1. 募集人員

1 名

2. 業務概要

宇治田原町^{うじたわらちょう}における観光・交流による地域活性化

- (1) まちづくりを主として活動する住民団体や行政と連携し、情報発信・地域振興、地域課題の解決等に取り組む活動（地域イベントの企画・運営、地域資源の発掘及び活用等）
 - (2) 「宗円交遊庵やんたん（注 1）」の施設運営の支援活動（企画、運営、物販、飲食、来訪者の受け入れ体制づくり、施設管理の支援等）
- (1)(2)相互に連携協力して活動を進めます。

（注 1）平成 30 年 6 月にオープンした「宗円交遊庵やんたん」は、宇治田原町湯屋谷地域の入口に建つ共同茶工場跡をリノベーションした施設です。宇治田原町のビジターセンターとして、観光・歴史・文化等の情報発信や来訪者のおもてなしによる交流活性化を目的としており、地域住民からなる団体が中心となって運営を行っています。

3. 募集対象

- (1) 令和 8 年 1 月 1 日時点で 20 歳以上 50 歳未満の方
- (2) 都市地域等から宇治田原町へ住民票を異動して居住できる方。ただし、現在「条件不利区域（注 2）」に居住されている方は対象となりません。
- (3) 委嘱期間を全うする意思のある方
- (4) 心身ともに健康で誠実かつ意欲的に活動できる方
- (5) 普通自動車運転免許を有し日常的に運転できる方（日常生活を送る上で自動車の運転が必須です。自家用車をお持ちの方は持ち込みをお勧めします。）
- (6) パソコン（ワード、エクセル、パワーポイント、メール等）の操作ができる方
- (7) スマートフォンやタブレットで SNS 等を活用している方（協力隊の活動状況に関するブログ・facebook 等の運営を必須とします。）
- (8) 地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当しない方

（注 2）条件不利区域とは、次の①～⑦の対象地域や指定地域等を指します。

①過疎地域自立促進特別措置法（みなし過疎、一部過疎を含む）、②山村振興法、③離島振興法、④半島振興法、⑤奄美群島振興開発特別措置法、⑥小笠原諸島振興開発特別措置法、⑦沖縄振興特別措置法

〈 求める人材像 〉

地域住民や行政とコミュニケーションをとりながら積極的に活動でき、結果、地域で働きながら定住していく意欲のある方

4. 雇用形態及び任用期間

- (1) 雇用形態：パートタイム会計年度任用職員（配属先：宇治田原町産業観光課）
- (2) 任用期間：任用の日から同日の属する年度の末日まで
※ 従前の勤務実績に基づく能力の実証により、雇用期間の通算が 3 年を超えない範囲で、公募によらない再度の任用を行う場合があります。
- (3) そ の 他： 協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、雇用期間中であってもその職を解くことができるものとします。

5. 勤務日及び勤務時間

- (1) 勤務日：週 5 日
- (2) 勤務時間：8 時 30 分～17 時（7 時間 30 分）
- (3) 休暇：宇治田原町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づきます。
※ 週休日は水曜日、木曜日が基本です。祝日、年末年始又は夜間に行われる場合は、振替や代休で対応します。

6. 給与・賃金等

基本賃金（月額）177,000 円

※ 社会保険料等の本人負担分が控除されます。

※ 賞与、その他手当等支給されません。

※ 雇用期間の通算が 3 年を超えない範囲で再度の任用が行われた場合、従前の活動内容等勘案のうえ昇給する場合があります。

7. 待遇・福利厚生等

- (1) 社会保険等（雇用保険、厚生年金、健康保険、労災保険）に加入します。
- (2) 活動に使用する車両、備品・消耗品、研修費用等は、予算の範囲内で費用負担します。
- (3) 町が指定又は確保する住居に居住する場合は、町が家賃を負担します。ただし、転居費、生活備品、光熱水費等は隊員負担となります。

8. 副 業

町の活性化及び任期後の移住・定住に資すると考えられるもので、地域おこし協力隊としての業務に支障のない範囲であれば、事前に相談のうえ可否を判断いたします。

9. 申込受付期間

令和8年9月1日（火）～令和8年10月30日（金） 午後5時必着

10・選考の流れ

【応募方法】

(1) 提出書類

- ①宇治田原町地域おこし協力隊 応募用紙（別添様式）
- ②住民票（交付から1か月以内のもの）
- ③普通自動車運転免許証のコピー

(2) 提出方法

郵送又は持参ともに可。持参の場合、受付時間は平日8時30分～17時15分

(3) 送付・持参先

〒610-0289 京都府綴喜郡宇治田原町立川坂口18-1
宇治田原町役場 まち未来創造課

【選考方法】

(1) 第1次選考（書類）

受付終了後から概ね2週間程度で、書類審査の結果を応募者全員に文書で通知します。

(2) 第2次選考（面接）

第1次選考合格者を対象に、宇治田原町内で第2次選考を実施します。実施日時、場所等の詳細は第1次選考結果を通知する際にお知らせします。＜11月内を予定＞

【選考結果】

第2次選考終了後、文書で通知します。

通知後に応募資格を欠くことが明らかとなった場合は任用を取り消します。

【その他】

応募及び選考に係る経費（書類の郵送、面接に要する交通費等）は全て応募者の負担となりますので、ご了承ください。

11. お問い合わせ、応募先

〒610-0289 京都府綴喜郡宇治田原町立川坂口 18-1

宇治田原町役場 まち未来創造課

TEL : 0774-88-6616 FAX : 0774-88-3231

E-mail : shoukou@town.ujitawara.lg.jp

URL : <https://www.town.ujitawara.kyoto.jp/>